令和 2 年 1 1 月 2 4 日 第 1 2 2 4 7 号

										>IV	•
	定の一部	〇 不在者投		〇 保安林の			〇岡山県				H
	部改正	者投票を	【選		_		県財務規則	_			Ц
		行うこ	【選挙管理委員会】	解除予定	告		の 一	規	目	Ì	具公
(県例規		とができ	安員 会】		示】	(県例規	部を改正	則	次	1	4
規集登載)		票を行うことができる施設の指				規集登載)	部を改正する規則			\$	设
				<i>λ</i> /2		<u> </u>				3	爸 亍
		選挙管理委員会		治山課			会計課		担当課(li L J	到 山 具
		員会							室)	3	3
											目
											次
											担当課(室)

令和2年11月24日 岡山県公報 第12247号

◎岡山県規則第七十六号

『山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十一月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

畄 山県財務規 山県財務規則 (昭和六十一年岡山県規則第八号) \mathcal{O} 部を改正する規則 一部を次の ように改正

附則 に改める。 「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割 「延滯金特例基準割合」 に、 「当該年 の前年に」

年の前年に」 る平均貸付割合をいう。)」に改める。 様式第三十三号 を「平均貸付割合 (その一) 「特例基準割合」 「の規定により告示された割合」を を 「延滯金特例基準割合」 「に規定す

所則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置

日以後の期間に対応するも 規則による改正後の \tilde{O} 附則第十三項の規定は、 つい て適用 同日前の 遅延利息等のうち令和三年一月 期 間に対応するも 0 1 7

規則による改正前 て使用することができる。 に定める様式に は

令和2年11月24日 岡山県公報 第12247号

◎岡山県告示第五百九十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、

とおり保安林の指定を解除する予定である。

令和二年十一月二十四日

解除予定保安林の所在場所

岡山県知事

木

太

倉敷市下津井字魔王谷一四四九

道路用地とするため

令和2年11月24日 岡山県公報 第12247号

◎岡山県選管告示第八十四号

平成二年岡山県選管告示第八十一号 (不在者投票を行うことができる施設の指定)

部を次のように改正する。

令和二年十一月二十四日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤 原 健 補

表老人 \mathcal{O} 項中 「特別養護老人 ム檜山荘 (ユニット型)」 を 「地域密着型特

別養護老人ホーム檜山荘」に改める。